

平成23年度 事業計画書

平成23年3月8日

財団法人 ニッセイ緑の財団

目 次

| | 頁 |
|------------------------------------|----|
| (もり) <u>森林づくり事業</u> | |
| I 行政機関との契約・協定等に基づく森林づくり | |
| 1 「法人の森林」制度に基づく森林づくり事業 | 4 |
| 2 公有林における森林づくり事業 | 8 |
| II 行政機関・民間団体等による森林づくりへの支援 | |
| 1 環境造林支援事業 | 9 |
| 2 海外の森林保全再生活動への支援 | 9 |
| (もり) <u>森林を愛する人づくり事業</u> | |
| I 体験型プログラムの提供 | |
| 1 森林づくりボランティア活動 | 10 |
| 2 森林環境教育 | 11 |
| 3 森林に対する間接的なふれあい機会の提供 | 12 |
| II 知識学習プログラムの提供 | |
| 1 ニッセイ緑の環境講座 | 12 |
| 2 日本生命財団ワークショップ | 12 |

概要

平成5年に設立され、平成23年度で19年目を迎える弊財団は、公益法人移行をこの4月1日に控え、事業運営についてより一層の透明性と高い公益性が求められている。

外に目を転じると、平成23年は国際森林年に当たり、世界中の森林の持続可能な経営・保全の重要性に対する認識を高めることを目的として、森林の有する公益的機能発揮への期待、関心がより一層高まる年柄となる。

財団としては設立以来、全国各地に広葉樹を含めた多様な森づくりを実施している。これらは点在するとともに、生育状況は区々であり、管理を委託する林業事業体も多数に及んでいる。今後、森林の有する公益的機能を最大化することを念頭に、現在の財団の経営資源、組織体力を考慮した、森ごとの適時適切かつ効率的な施業管理が重要となっている。

このため、**森林づくり事業**においては保有する森の生育状況を適切に把握し、各森における今後の施業方針を固めるとともに、それぞれの林業事業体と方針を共有化し、長期にわたる継続的な森づくり管理を軌道に乗せることを最重点課題とする。

森林を愛する人づくり事業では、地域の方々との協働での森林づくりボランティアを継続するとともに、成林した森をフィールドにしての森林環境教育を試行し、長期的な森づくりを行う財団の特性を活かしていくこととする。

さらに、生育状況のホームページ上での公開、間伐材の有効利用等間接的なふれあいの機会提供も検討する。

また、これらの取組を実現していくための情報収集、ステークホルダーとのネットワーク作りに努め、緑の環境講座など知識提供のプログラムも実施して、座学と実践の連動による、実践的な知の普及及び森に関わる人づくりの輪を拡げていくことに努める。

以上のように公益財団法人のスタートに当たって、森林づくり事業、人づくり事業において、今後の財団事業の飛躍に向けて盤石な基盤を作るための取組を着実に実行する。

(もり) 森林づくり事業

I 行政機関との契約・協定等に基づく森林づくり

1 「法人の森林」制度に基づく森林づくり事業

【これまでの振り返り】

18年を経過する中で、180箇所を超えるニッセイの森は、その生育状況も日々となっており、保育施業の種類も多様化、委託する林業事業体も多数となるなど森ごとの効率的な管理、経営資源の適切な投下が求められている。

今回、過去3年間に実施した林相調査及び直近の現況報告をベースに現在の森の生育状況について分類を行った。

(生育ランク分類と平成23年度取組)

| 生育ランク | 分類の考え方 |
|-------|---------------------------------|
| A | 成林可能な森 |
| B | 経過観察が必要な森 (ギャップの存在、獣害リスク考慮) |
| B 1 | 当面注視する森 (現段階で特定の追加施業不要) |
| B 2 | 通常の施業に加え、更新補助作業等を必要とする森 |
| B 3 | 直近の事業体の報告では 生育ランクの判断情報が不足する森 |
| C | 改植の必要な森 |

| 平成23年度取組 | 具体方策 |
|-----------------------------|-------------------------------|
| ランクの維持 | 適時適切な 保育の実行（詳細次頁） |
| — | — |
| Aへのアップ B 2・Cに ダウンさせない | 更新補助作業の 要否判断のための 生育状況把握 |
| Aへのランクアップ Cにダウンさせない | 更新補助作業 |
| 他ランクへの全件判定 | 現地調査による確認 |
| 計画的な解消 | 改植、防護柵設置 |

【今後必要となること】

- ① 生育ランクに応じた重点管理体制の構築
- ② 生育状況の継続的な把握と生育ランクの毎年の洗い替え
- ③ 80年に亘る造林義務を確実に履行するために今後必要となる施業費用想定の毎年の洗い替え
- ④ 財団の森づくりマニュアルの策定、それぞれの林業事業体との森づくり方針の共有化、信頼関係の更なる構築

【平成23年度の各森に対する施業】

(1) 保育・・・A及びB1・B3の森への対応

健全な森林づくりのため、植栽木の生育状況等森林の現況に応じた保育を適時適切に実施、自然発生した有用木を併せて育成するなど天然力の積極的活用に努める。

ア 下草刈り（約30箇所、100ヘクタール）

植栽木の生育促進を図るため、植栽した苗木の成長を妨げる雑草木等の刈払いを、繁茂状況等に応じて実施する。

イ 除伐（約15箇所、30ヘクタール）

植栽後概ね10年程度経過した箇所（林齡10～15年生程度）において、育成目的樹種の生育を阻害する樹木を中心に除去する作業を実施する。

ウ 枝打ち（約5箇所、10ヘクタール）

植栽後概ね15年程度経過した箇所（針葉樹林）において、植栽木の形質の向上や林内の光環境の改善、病虫害からの予防等を目的として、枝を除去する作業を実施する。

エ 雪起し

冠雪や雪圧による被害を受けた箇所において実施する。

オ 保育間伐（1箇所）

除伐後に樹冠が混み合ってきて、植栽木間の競争が激しく相互の成長に有害となり、或いは下層植生が少なくなっている箇所（針葉樹林）において、間伐を実施する。今後の保育施業の中心となるため、施業上の課題や費用に関する知見を集積する。

(2) 追加的保育施業・・・B2の森への対応

ア 更新補助作業（1箇所）

高木性有用木の稚幼樹の刈り出しや地表処理等の作業を実施する。

(3) Cの森への対応

ニホンジカによる食害及び気象害を受け、成林見通しが立っていない森について、優先順位をつけた改植を計画的に実施する。

(改植が必要なCの森及び対応計画)

| 名称 | 所在地 | 植栽年度 | 面積(ha) | 原因 | 対応計画 | | 備考 |
|----------------|------------|----------|--------|----------------|------------------|---------|---------------|
| | | | | | 防護柵設置 | 改植 | |
| ①富士の森 (第3回) | 静岡県 富士市 | 平成 7年 | 1.56 | ニホンジカ による食害 | 平成 22 年 (実施済) | 平成 23 年 | ①～③は隣接 (注) |
| ②富士の森 (第4回) | 静岡県 富士市 | 8年 | 1.50 | " | 平成 22 年 (実施済) | 平成 23 年 | ①～③は隣接 (注) |
| ③富士の森 (第6回) | 静岡県 富士市 | 10年 | 3.51 | " | 平成 22 年 (実施済) | 平成 23 年 | ①～③は隣接 (注) |
| ④富士の森 (第5回) | 静岡県 富士市 | 9年 | 1.26 | " | 平成 23 年 | 平成 24 年 | |
| ⑤安心院の森 | 大分県 宇佐市 | 12年 | 1.39 | " | 平成 23 年 | 平成 24 年 | |
| ⑥足寄の森 | 北海道 足寄町 | 21年 | 4.00 | 寒風害に による枯損 | 不要 | 平成 24 年 | |
| ⑦安芸の森 | 高知県 安芸市 | 13年 | 2.09 | ニホンジカ による食害 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | |
| ⑧一宮の森 | 兵庫県 宍粟市 | 15年 | 2.53 | " | 平成 25 年 | 平成 26 年 | |
| 合計 | 8箇所 | | 17.8 | | | | |

注) ①②③の改植について

- ・改植樹種：全てヒノキ（前世樹：ヒノキ、ミズナラ、ケヤキ、キハダ、ブナ、サクラ、ヒメシャラ）
- ・植樹本数：19,710本・改植時期：4～5月 ①～③は隣接しているため、一括植栽。

(4) 植樹（第19回）

ア 森林の持つ公益的機能の発揮を図る観点から、保安林など公益性の高い箇所、森林へのアクセスも考慮して選定する。

イ 植栽樹種は、適地適木に留意しつつ、広葉樹も取り入れた森林づくりを推進し、環境・生態系の保全と森林資源の充実に努める。

(植樹地について)

| 名称(仮) | 所在地 | 面積(ha) | 法令指定 | 植栽樹種 | 本数(本) | 植栽時期 | 備考 |
|----------|--------------------|--------|--|--------------------------|--------|--------|--|
| ニッセイ山形の森 | 山形県 東村山郡 山辺町 | 3.36 | 鳥獣保護区 | カラマツ、 イタヤカエデ、 ミズナラ | 10,100 | 10~11月 | 山形県民の森内の 好ロケーション 山形県内では5箇所目 (平成14年以来) |
| ニッセイ豊橋の森 | 愛知県 豊橋市 | 2.58 | ・土砂流出 防備保安林 ・県立公園 第三種特別 地域 ・砂防指定地 | ヒノキ | 7,700 | 3~5月 | ニホンジカ・ノウサギ 防護柵設置 愛知県内では3箇所目 (平成6年以来) |
| 合 計 | 2箇所 | 5.94 | — | 4樹種 | 17,800 | — | |
| 累 計 | 186箇所 | 432 ha | | | 130万本 | | |

(5) 生育状況等の調査・・・今年度保育施業が発生しない森への対応

適切な森林づくりに役立てるため、関係先（森林管理署・林業事業体等）の協力を得て、森林の現況の調査を行う。

ア 財団による現地確認（約20箇所）・・・B3の森への対応

現状では生育判断が困難な森（B3ランク）について、財団にて現地確認を行い、成林の判断とともに、今後の森づくり計画を策定する。

イ 林相調査（約15箇所）

林齡約10年超の森林を中心に、植栽木の生育状況など林相の現況把握を行う。調査にあたっては経過観察の森や、広葉樹植栽率の高い森を中心に毎木調査を実行するなど、調査内容を見直し、より正確な生育状況を把握することに努める。

ウ 施業要否確認調査（約110箇所）

林相調査並びに保育施業対象以外の森林について、現況を把握する。

2 公有林における森林づくり事業

全国での森林づくりという観点から、公有林で、自然公園や保安林等の法令指定を受けている公益性の高い箇所において保育活動を行い、森林づくり事業に取組む。具体的には下刈りを4箇所10ヘクタールで実施する。平成24年3月で富山県との協定期限を迎えるが、少なくとも成林のメドがつく期間までは、協定の更新を行うこととした。

(公有林での森づくり実施箇所)

| 名称 | 所在地 | 協定等 相手先 | 面積 (ha) | 法令指定 | 植樹 (本) | 協定期間 |
|-------|-------------------|--------------|------------|----------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 美の山の森 | 埼玉県 秩父郡 皆野町 | ・埼玉県 ・皆野町 | 3.3 | ・埼玉県立美の山公園 普通地域 | 1,850 | 平成20／3～ 平成25／3 5年間 |
| 桂湖の森 | 富山県 南砺市 | ・富山県 | 2.2 | ・白山国立公園第三種 特別地域 ・土砂流出防備保安林 | 2,070 | 平成21／8～ <u>平成24／3</u> 3年間 |
| 内灘の森 | 石川県 河北郡 内灘町 | ・石川県 | 3.6 | ・飛砂防備保安林 ・保健保安林 | 2,000 | 平成21／10～ 平成24／9 4年間 |
| 利府の森 | 宮城県 宮城郡 利府町 | ・宮城県 | 5.0 | ・水源かん養保安林 | 500 | 平成22／8～ 平成27／7 5年間 |

II 行政機関・民間団体等による森林づくりへの支援

1 環境造林支援事業

昨年同様、行政機関・民間団体等による埋立地や公園等、公益性の高い場所での事業に参画し、資金支援を行う。

(1) 国内の環境造林支援事業

<予定地> (支援先／場所)

- ・大阪府「共生の森づくり」【産業廃棄物処理場跡地】 (大阪府／堺市)
- ・「戸田川緑地なごや西の森づくり」【公園】 (名古屋市／名古屋市港区)
- ・大沼ふるさとの森づくり【台風被害跡地】
(大沼ふるさとの森づくりの会／北海道亀田郡七飯町)
- ・奈多海岸林植樹【松くい虫被害地】 (奈多植林会／福岡県福岡市)

(2) 里山・雑木林の保全再生活動への支援 (事業の見直し)

都市近郊の環境保全を目的に、里山・雑木林の保全・再生に積極的に取組む団体へ助成を実施するとともに、その活動の調査・研究を行い、財団事業の推進に還元する。

平成23年度は平成22年度予算での資金助成を実施したが、H24年度以降についてでは、一般的な助成ではなく、財団事業の個別プログラムのノウハウ提供や、運営サポート面で協力関係の設定できる団体へ個別支援を検討していく。

2 海外の森林保全再生活動への支援

現地の事業実施機関との連携を密にし、生育状況や取組成果の把握に努める。

森林を愛する人づくり事業

多くの人が森林に親しむ機会を提供するために従来の体験型プログラム・知識学習プログラムの実施に加え、森林環境教育の試行、ホームページでの生育状況の公開や間伐材の有効利用等にも着手し、国際森林年のPRの一助となる取組みを推進する。

I 体験型プログラムの提供

1 森林づくりボランティア活動

一般の方々の森林やその効用についての理解や森林づくりへの社会貢献活動を促すために、森林づくりボランティア活動を行う。“ニッセイの森”友の会のほか、行政機関とも連携して地域の方々にも参加を促す。今年度は保育ステージの変化に応じ、新たに保育間伐ボランティアを実施予定であり、安全管理に配慮した運営を行う。

(1) 法人の森林

ア 植樹 山形（山形県）・豊橋（愛知県）

イ 育樹 日高（北海道）・むつ（青森県）・常陸太田（茨城県）・ときがわ（埼玉県）
井手（京都府）・飛鳥（奈良県）・加茂川（岡山県）・八頭（鳥取県）
筑前（福岡県）・霧島（鹿児島県）・都城（宮崎県）

計 13箇所

(2) 公有林

全4箇所で育樹ボランティア活動を実施

(3) 環境造林支援事業

全4箇所で植樹ボランティア活動を実施

合計 21箇所

（平成22年：22箇所）

2 森林環境教育

平成15年度より実施してきたドングリ学校のうち、南大沢小学校（八王子市）の事業が平成22年度をもって終了した。

この事業の実施に当たっては植樹地があることが前提となるが、その確保が困難な状況下では新たな展開は難しくなっている。

一方で、平成23年度は、成林を迎える森が増えていく中で、これらを活用した森林環境教育（学習と作業体験）の実現に向けた取組みを推進する。

（1）「ドングリ学校」の開催

次代を担う子どもたちが、身近な自然とのふれあいを通じて、森林を育むことの大切さを学ぶ体験型環境教育プログラム「ドングリ学校」を都市部周辺の小学校において実施する。

また、これまで培ったプログラムについて、他の自治体、団体での森づくり活動で活用できるよう、ノウハウ提供を行う。

ア 埼玉県森林づくり協定に基づく皆野町での取組み

①苗木づくり

対象：埼玉県秩父郡 皆野町立
皆野小・国神小・三沢小・金沢小の4小学校（1年生を対象）
時期：11月頃

②植樹 一 美の山公園に初めての植樹一

対象：同上（4・5年生を対象）
時期：4月19日（火）

イ 東京都との共催による「ドングリからの苗木づくり」

対象：東京都内小学校 時期：11月頃

（2）成林した森林を活用しての森林環境教育

ア ニッセイの森を活用しての森林環境教育

ニッセイの森をフィールドとした、教育プログラムについて、林野庁、自治体、研究機関の協力を得て実施する。

実施予定箇所：八王子・高尾（東京都）、井手（京都府） 計2箇所

イ 「ニッセイ森の探検隊」の活動支援

日本生命主催の「ニッセイ森の探検隊」（こどもと親を対象にした森林学習と施業体験をセットにしたプログラム）の運営・資金支援を行う。

実施予定箇所：静岡県、兵庫県 計2箇所

3 森林に対する間接的なふれあい機会の提供

各森の生育状況のホームページ上での情報公開や、保育間伐での間伐材の有効活用等、森の恵みの活用にも着手し、多くの人が森に触れるこことできる機会の提供を行う。

II 知識学習プログラムの提供

1 ニッセイ緑の環境講座

市民団体、企業や行政の環境担当者をはじめ森林づくりや環境問題に関心のある方々を対象に、森林や環境への理解を深めることを目的とした「ニッセイ緑の環境講座」を開催する。

具体的には、今後3年を目途に森林環境教育の教科書的冊子の作成につながるような内容を持った講座を計画する。東京、大阪開催の他、地方部での開催を検討し、地域で活動する森林環境教育団体の発掘とネットワーク化に努める。

2 日本生命財団ワークショップ

公益財団法人 日本生命財団が毎年開催している「環境・緑化」分野での市民団体、関係省庁、地方自治体、研究機関、報道関係者などを対象にしたワークショップにおいて、テーマ・内容が当財団事業と関連性がある場合に共同開催を行う。

以上

収支予算書総括表(予算)

平成23年4月1日～平成24年3月31日まで

No. 1
(単位:円)

| 科 目 | 一般会計 | 特別会計 (分取造林事業) | 内部取引消去 | 合 計 |
|-------------------|-------------|------------------|--------------|--------------|
| I 事業活動収支の部 | | | | |
| 1 事業活動収入 | | | | |
| 基本財産運用収入 | 13,000,000 | 0 | | 13,000,000 |
| 基本財産利息収入 | 13,000,000 | 0 | | 13,000,000 |
| 特定資産運用収入 | 0 | 2,500,000 | | 2,500,000 |
| 森林整備基金利息収入 | 0 | 2,500,000 | | 2,500,000 |
| 補助金収入 | 0 | 4,000,000 | | 4,000,000 |
| 造林補助金収入 | 0 | 4,000,000 | | 4,000,000 |
| 寄附金収入 | 122,000,000 | 5,000,000 | | 127,000,000 |
| 指定正味財産寄附金収入 | 122,000,000 | 0 | | 122,000,000 |
| 寄附金収入 | 0 | 5,000,000 | | 5,000,000 |
| 雑収入 | 0 | 0 | | 0 |
| 他会計からの繰入金収入 | 0 | 61,724,000 | ▲ 61,724,000 | 0 |
| 事業活動収入計 | 135,000,000 | 73,224,000 | ▲ 61,724,000 | 146,500,000 |
| 2 事業活動支出 | | | | |
| 事業費支出 | | | | |
| 分取造林事業支出 | 52,419,500 | 94,724,000 | | 147,143,500 |
| 国内植樹事業費支出 | 6,200,000 | 94,724,000 | | 94,724,000 |
| 海外植樹事業費支出 | 100,000 | | | 6,200,000 |
| 森林愛護普及啓発事業費支出 | 11,810,000 | | | 100,000 |
| 付帯事業費支出 | 0 | | | 11,810,000 |
| 一般会計事業共通人件費支出 | 22,770,000 | | | 0 |
| 一般会計事業共通費支出 | 11,539,500 | | | 22,770,000 |
| 管理費支出 | 16,356,500 | | | 11,539,500 |
| 役員報酬支出 | 5,500,000 | | | 16,356,500 |
| 給与手当支出 | 2,900,000 | | | 5,500,000 |
| 退職金支出 | 0 | | | 2,900,000 |
| 法定福利費支出 | 730,000 | | | 0 |
| 会議費支出 | 1,800,000 | | | 730,000 |
| 旅費交通費支出 | 390,000 | | | 1,800,000 |
| 通信運搬費支出 | 105,000 | | | 390,000 |
| 消耗什器備品費支出 | 75,000 | | | 105,000 |
| 消耗品費支出 | 54,000 | | | 75,000 |
| 修繕費支出 | 75,000 | | | 54,000 |
| 印刷製本費支出 | 30,000 | | | 75,000 |
| 光熱水料費支出 | 45,000 | | | 30,000 |
| 賃借料支出 | 1,780,000 | | | 45,000 |
| 業務委託費支出 | 1,500,000 | | | 1,780,000 |
| 租税公課支出 | 300,000 | | | 1,500,000 |
| 寄附金支出 | 0 | | | 300,000 |
| 清掃費支出 | 82,500 | | | 0 |
| 涉外応接費支出 | 750,000 | | | 82,500 |
| 企画調査費支出 | 75,000 | | | 750,000 |
| 雑費支出 | 165,000 | | | 75,000 |
| 他会計への繰入金支出 | 61,724,000 | | ▲ 61,724,000 | 0 |
| 事業活動支出計 | 130,500,000 | 94,724,000 | ▲ 61,724,000 | 163,500,000 |
| 事業活動収支差額 | 4,500,000 | ▲ 21,500,000 | 0 | ▲ 17,000,000 |

| 科 目 | 一般会計 | 特別会計 (分取造林事業) | 内部取引消去 | 合 計 |
|---------------------|---------------|------------------|--------|---------------|
| II 投資活動収支の部 | | | | |
| 1 投資活動収入 | | | | |
| 基本財産取崩収入 | 1,000,000,000 | | | 1,000,000,000 |
| 基本財産有価証券償還収入 | 1,000,000,000 | | | 1,000,000,000 |
| 特定資産取崩収入 | 28,500,000 | 24,000,000 | | 52,500,000 |
| 森林整備基金取崩収入 | 0 | 24,000,000 | | 24,000,000 |
| 森林環境保全特定引当普通預金取崩収入 | 28,500,000 | 0 | | 28,500,000 |
| 森林整備基金引当有価証券償還収入 | 0 | 0 | | 0 |
| 退職給付等引当資産取崩収入 | 0 | 0 | | 0 |
| 投資活動収入計 | 1,028,500,000 | 24,000,000 | | 1,052,500,000 |
| 2 投資活動支出 | | | | |
| 基本財産取得支出 | 1,000,000,000 | | | 1,000,000,000 |
| 基本財産有価証券取得支出 | 1,000,000,000 | | | 1,000,000,000 |
| 特定資産取得支出 | 31,500,000 | 1,000,000 | | 32,500,000 |
| 森林整備基金資産取得支出 | 0 | 0 | | 0 |
| 森林環境保全特定引当普通預金取得支出 | 28,500,000 | 0 | | 28,500,000 |
| 退職給付等引当資産取得支出 | 3,000,000 | 1,000,000 | | 4,000,000 |
| 投資活動支出計 | 1,031,500,000 | 1,000,000 | | 1,032,500,000 |
| 投資活動収支差額 | ▲ 3,000,000 | 23,000,000 | | 20,000,000 |
| III 財務活動収支の部 | | | | |
| 1 財務活動収入 | | | | |
| 財務活動収入計 | 0 | 0 | | 0 |
| 2 財務活動支出 | | | | |
| 財務活動支出計 | 0 | 0 | | 0 |
| 財務活動収支差額 | 0 | 0 | | 0 |
| IV 予備費支出 | 1,500,000 | 1,500,000 | | 3,000,000 |
| 当期収支差額 | 0 | 0 | | 0 |
| 前期繰越収支差額 | 77,243 | ▲ 113 | | 77,130 |
| 次期繰越収支差額 | 77,243 | ▲ 113 | | 77,130 |

(注) 1. 借入金限度額 0円
2. 債務負担額 0円